

三重大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 三重大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集，提案，作成，審査及び提供に関し必要な事項について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「保護法」という。）その他関係法令に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 各学部，各研究科，教養教育機構，地域人材教育開発機構，地域イノベーション推進機構，地域拠点サテライト，附属図書館，医学部附属病院，国際交流センター，総合情報処理センター，学生総合支援センター，国際環境教育研究センター，アドミッションセンター，保健管理センター，教育学部附属教職支援センター，生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター，生物資源学研究科附属練習船勢水丸，生物資源学研究科附属鯨類研究センター及び附属学校をいう。
- (2) チーム等 三重大学事務組織規程第2条に定める監査チーム，同規程第4条に定める事務局のチーム，同規程第4条の2に定める定型業務等運営・支援センター，同規程第5条第1項に定めるチーム及び同規程第5条第2項に定める医学・病院管理部の課をいう。
- (3) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて，次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名，生年月日，その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字，番号，記号その他の符号のうち，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「保護法施行令」という。）第1条で定めるものをいう。
 - イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字，番号，記号その他の符号であつて，当該特定の個人を識別することができるもの

- ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (5) 保有個人情報 本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書に記載されているものに限る。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (8) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則（平成29年規則第2号。以下「保護委員会規則」という。）第2条で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- イ 第3号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - ロ 第3号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(9) 独立行政法人等非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 国立大学法人三重大学個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）第17条の規定に基づき、保護法第11条に規定する帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）に掲載するものであること。

ロ 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条による開示の請求があった場合、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。

（イ）当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

（ロ）独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

（ハ）本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

(10) 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして保護法施行令第3条で定めるもの

(11) 独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者 独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 国の機関

ロ 独立行政法人等

ハ 地方公共団体

ニ 地方独立行政法人

（提案の募集）

第3条 学長は、毎年度1回以上、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に次条第1項の提案を募集する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、次条第1項の提案を募集するものとする。

- 2 学長は、提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。
(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第4条 個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙第1号様式。以下「提案書」という。)を提出し、学長に、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、代理人による提案を行うときは、提案書に当該代理人の権限を証する委任状(別紙第2号様式)を添付するものとする。

- 3 第1項の提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 誓約書(別紙第3号様式)

(2) 第1項の提案による事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

- 4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6か月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(4) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類

- 5 学長は、提案書若しくは前2項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

6 代理人によって提案をする場合は、第4項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 保護法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(部局等及びチーム等への照会等)

第6条 学長は、第4条第1項の提案があったときは、当該提案に係る個人情報ファイルを特定するため、部局等及びチーム等の長に照会を行う。

2 学長は、前項の提案について、部局等及びチーム等の長に意見を求めるものとする。

(提案の審査等)

第7条 三重大学情報公開・個人情報審査委員会は、第4条第1項の提案があったときは、前条第2項の意見を踏まえ、当該提案が次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査する。

- (1) 提案をした者が第5条各号に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる加工の方法が保護委員会規則第10条で定める基準に適合するものであること。
- (4) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

- (5) 提案に係る独立行政法人等の非識別加工情報を事業の用に供しようとする期間が当該提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業の内容からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに当該独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 学長は、前項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、次に掲げる書類を添えて、審査結果通知書（別紙第4-1号様式）により、当該提案をした者に対し、本学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。
- (1) 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別紙第6号様式）
 - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 3 学長は、第1項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（別紙第4-2号様式）により、当該提案をした者に対し、理由を付し通知するものとする。
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
- 第8条 学長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第4条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、前条第2項の通知をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等について、第三者意見書提出機会付与書（別紙第5-1号様式）により、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 学長は、前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該第三者に対し、提案に係る当該第三者に関する情報の内容等について、第三者意見書提出通知書（別紙第5-2号様式）により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を独立行政法人等情報公開法第7条の規定により開示しようとするとき。

- 3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が第4条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書（別紙第5-3号様式）を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた者は、同項第1号に定める独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別紙第6号様式）を学長に提出し、第12条に定める手数料を納付することにより、第7条第2項第2号に定める契約の締結に関する書類に基づいて、本学との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成等）

第10条 独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないようにし、及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして保護委員会規則第10条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第11条 保護法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に独立行政法人等非識別加工情報に関する事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、提案書（別紙第7号様式）を提出し、学長に、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第4条、第5条、第7条及び第9条の規定は、第1項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第4条第1項中「提案書（別紙第1号様式。）」とあるのは「提案書（別紙第7号様式。）」と、第7条各項中「第4条第1項の提案」とあるのは「第11条第1項の提案」と、第7条第2項中「審査結果通知書（別紙第4-1号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別紙第8-1号様式）」と、同条第3項中「審査結果通知書（別紙第4-2号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別紙第8-2号様式）」と読み替える。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料）

第12条 第9条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を納めなければならない。

(1) 第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 第8条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

ロ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ハ 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額と同一の額（当該委託をする場合に限る。）

(2) 前条第2項において準用する第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

イ ロに掲げる者以外の者 第9条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第9条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

2 前項に定める手数料の額は、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の手数料の納入は、銀行振込によるものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除等）

第13条 学長は、第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第5条各号（第11条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第14条 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の適切な管理のための必要な措置は、保護規程の定めるところによる。

2 本学から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者は、受託した業務を行う場合について、独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確にすること。
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(独立行政法人等非識別加工情報等の従事者の義務)

第 15 条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本学の役員又は職員
(派遣労働者及びこれらの職にあった者を含む。)

(2) 前条第 2 項の受託業務に従事している者又は従事していた者
(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 28 日から施行し、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

別紙第 1 号様式(第 4 条第 1 項関係)

別紙第 1 号様式

[別紙参照]

別紙第 2 号様式(第 4 条第 2 項関係)

別紙第 2 号様式

[別紙参照]

別紙第 3 号様式(第 4 条第 3 項第 1 号関係)

別紙第 3 号様式

[別紙参照]

別紙第 4-1 号様式(第 7 条第 2 項関係)

別紙第 4-1 号様式

[別紙参照]

別紙第 4-2 号様式(第 7 条第 3 項関係)

別紙第 4-2 号様式
[別紙参照]

別紙第 5-1 号様式(第 8 条第 1 項関係)

別紙第 5-1 号様式
[別紙参照]

別紙第 5-2 号様式(第 8 条第 2 項関係)

別紙第 5-2 号様式
[別紙参照]

別紙第 5-3 号様式(第 8 条第 3 項関係)

別紙第 5-3 号様式
[別紙参照]

別紙第 6 号様式(第 9 条関係)

別紙第 6 号様式
[別紙参照]

別紙第 7 号様式(第 11 条第 1 項関係)

別紙第 7 号様式
[別紙参照]

別紙第 8-1 号様式(第 11 条第 2 項において読み替えて準用する第 7 条第 2 項関係)

別紙第 8-1 号様式
[別紙参照]

別紙第 8-2 号様式(第 11 条第 2 項において読み替えて準用する第 7 条第 2 項関係)

別紙第 8-2 号様式
[別紙参照]